

御殿場南高校 生徒心得（校則）

第1章 身だしなみについて

身だしなみ・制服は知性の象徴であり、高校生にとって第一礼装です。清楚を旨とし、品位ある着用を心掛けましょう。

第1条 制服

1、男子制服

- ・黒の詰襟標準型、黒の制服ズボン標準型を着用する。
- ・夏季は略装として白無地のワイシャツまたは開襟シャツを着用する。左胸に校章のアイロンマークをつける。

着用上の注意

- ・学生服のボタンをしっかり留め、裾からシャツが出ないようにする。
- ・学生ズボンを必要以上に下げてはかない。（腰パンをしない。）
- ・夏季略装時、ワイシャツの下に着用するシャツ等は白無地とする。
- ・シャツを出して着用しない。（略装時の開襟シャツは除く）
- ・制服変更の時期については以下に定めたものを原則とする。

5月1日～6月30日	夏季略装移行期間
7月1日～8月31日	夏季略装期間
9月1日～10月31日	制服移行期間
- *上記以外については制服着用を原則とする。

2、女子制服

- ・紺のブレザー、紺のベスト、紺のスカートまたはスラックスとし、夏期略装期間は紺のスカートまたはスラックスに、紺のベストとブラウスとする。（半袖、長袖どちらでもよい。）

着用上の注意

- ・ブレザーのボタンをしっかり留める。
- ・裾からブラウスが出ないようにする。
- ・スカート丈については膝中心とし（制服業者に依頼済み）、ウェストを折り曲げたりして、短くしないこと。
- ・夏季略装時、ブラウスの下に着用するシャツ等は白無地とする。
- ・制服変更の時期については以下に定めたものを原則とする。

5月1日～6月30日	夏季略装移行期間
7月1日～8月31日	夏季略装期間
9月1日～10月31日	制服移行期間
- *上記以外については制服着用を原則とする。

3、防寒衣

- ・セーター、カーディガンについては色指定（紺・黒）単色無地とし、上着の下への着用を認める。
- ・コートについては厳寒期、着用を認めるが、華美なデザインでないもので、色は黒・紺グレーとする。
- ・マフラーについては華美でないものを着用すること。
- ・帽子の着用は認めない。
- ・膝掛けについては厳寒時使用してもよいが、適切な使用を心掛けること。

着用上の注意

- ・セーター、カーディガンについては男女とも上着の裾から出ないようにすること。
- ・防寒の補助として許可しているものであり、校内外にかかわらずセーター、カーディガンのみで往来しないこと。

4、その他

- ・服装についてこのルールブックに細かく定めていないことについては、社会の常識、高校生であること、地域の期待などをよく考えて判断すること。
- ・服装について特別な事情がある場合、保護者とともに学校に申し出ること。

第2条 徽章

- 1, 制服の場合は学年章を左襟につける。
- 2, 夏季略装の場合は学年章又は略章（アイロンマーク）を左胸につける。

第3条 頭髪

- 1, 頭髪は高校生らしい端正なものとし、染髪や脱色、パーマは禁止する。
- 2, 違反した場合には直ちに生徒指導に入るものとする。
 - ・染髪、脱色の場合…黒くさせる。
 - ・パーマの場合 …元の髪型に戻させる。

再三に渡る違反については生徒指導を行います。

第4条 靴・靴下

- 1, 靴は黒・茶系の革靴、又は運動靴とする。
- 2, 靴下は白、黒、紺で華美でないもの。レッグウォーマー・くるぶしのかくれていないソックス等については禁止する。
- 3, 厳寒期、女子はストッキング（黒・紺）の着用をしてもよい。

第5条 通学カバン

通学時のカバンについては特に定めませんが、華美にならないように注意する。

第2章 校内での生活

学校は共同生活の場であるので、生徒は終始責任ある行動を心掛ける。また、一人一人が「御殿場南高校の顔」であることを意識しよう。

第6条 登下校時間・始業時間の厳守

- 1, 登下校時間の厳守
 - ・登校時間 8時25分始業であるので、5分前までには登校するよう心掛ける。
 - ・下校時間 4月～10月 17時50分までの活動を認める。
11月～3月 16時50分までの活動を認める。
但し、部活動、補講等、教員の指導監督の下に活動する場合は、年間を通して18時55分までの活動を認める。
- 2, 欠席・遅刻・早退の取り扱い
 - ・病気、その他の理由で欠席・遅刻・早退をする場合は事前に保護者が学校に連絡すること。
 - ・遅刻をした場合は、所定の届出用紙に理由を記し、許可を得て入室すること。

・不注意による遅刻が回数を重ねた場合、生徒指導を行います。

3, 忌引き

忌引きの日数は以下の通りとする。

- | | |
|---------|------|
| ・父 母 | 7日以内 |
| ・祖 父 母 | 3日以内 |
| ・兄弟・姉妹 | 3日以内 |
| ・その他の親族 | 1日 |

（但し、遠方の場合、往復に要した日数を加算することができる。）

4, 授業開始時のベル着席

生徒は授業開始時のベルが鳴る前に着席し授業の準備を心掛ける。

第7条 所持品の管理

- 1, 所持品にはHRや氏名等をはっきり記入し、学校生活に必要なものについては持参しない。
- 2, 学校が貸与する個人ロッカーには鍵を掛け（個人購入）、貴重品等の管理を行うこと、また、移動教室の時などは、担任が所持する貴重品袋などを積極的に活用し、個人管理に努めること。

第8条 外出

登校後は放課後まで原則として外出してはいけない。やむをえず外出する必要がある時は外出許可を得ること。

第9条 携帯電話（スマートフォン）・1台端末（タブレット等）

1. 携帯電話については保護者の許可を得て所持すること。学校への持ち込みは認めるが、始業から放課後までの使用は禁止する。
2. インターネット、メールなどを興味半分に誤った使い方をしないこと。また、個人が所有する情報について慎重に取り扱うこと。
3. 1台端末については、学習及び学校の教育活動に関わる使用に限定する。
* 高校生が携帯電話に関する犯罪に巻き込まれた場合、必ず保護者の監督責任が問われます。ご家庭での実状に合わせ、フィルタリング等の設定をお勧めします。

第10条 部活動

1. 生徒は必ずいずれかの部活動に所属・加入しなければならない。毎週金曜日の放課後は「部活動促進日」とする。
2. 休業日の部活動も制服登校を原則とする。但し、部が定めるジャージ等で登校・試合時の移動をする場合は、必ず顧問の監督責任において行うこと。

第11条 校舎・建物

1. 教室及び校有器具、備品を使用する場合は必ず関係職員の許可を得ること。
2. 使用後はその始末を行い、次の使用に支障がないようにし、関係職員に必ず報告すること。
3. 紛失、破損が生じた時は直ちに関係職員に報告すること。場合によっては弁済の責を負うことがある。

第12条 掲示・出版

1. 掲示するときは生徒課の許可を得、所定の場所に掲示する。
2. 掲示期間の終了したものについては、責任者が直ちにこれを除去すること。
3. 印刷物の配布は生徒課の許可を得ること。

第3章 校外での生活

生徒は校外においても、南高生として校内と同一であることをよくわきまえ、責任を持って行動する。

第13条 通学

1. 登下校時は、交通ルールを遵守し、指定された通学路を安全に留意して通行する。

第14条 自転車通学

1. 自転車通学は、原則的には通学距離が概ね2km以上の者に認める。
2. 自転車通学を希望する生徒は、以下の条件を満たした上で所定の用紙を学校に届け出て許可を得ること。
 - ・ 自転車店等で点検整備を受け、点検整備の標章を貼る。
 - ・ 保険に必ず加入すること。
3. 許可後、交付されたステッカーを貼り、必ず住所・氏名を明示すること。
4. 傘さし運転、二人乗り、運転中の携帯電話・イヤホン・ヘッドホンなどの使用は絶対しないこと。
5. 身体の安全を守るためできる限りヘルメットを着用すること。
6. 卒業時、学校ステッカーの上に指定シールを貼り、自転車は自宅に必ず引き取ること。

第15条 立入禁止場所

遊技場等、以下に記す立入禁止場所へ出入りしない。

- ・ パチンコ店、夜間のゲームセンター・カラオケボックスなど

第16条 夜間外出・外泊

1. 夜間の外出はできうる限り避ける。
2. 友人間においては、みだりに外泊したりさせたりしない。
* 22時以降外出していると深夜徘徊として補導されることがあります。

第17条 アルバイト

- 1, アルバイトは原則的に認めない。
- 2, やむを得ずアルバイトをする場合には、保護者の承諾を得て連署して許可申請すること。
- 3, 長期休業中においては、夏季は2週間、冬季は10日を限度にアルバイトを認めるが、職種や勤務時間、学業成績等の条件を備えていること。

無断アルバイトが発覚した場合は特別指導を行います。

第18条 運転免許証

- 1, 運転免許証の取得については二輪・四輪を問わず原則として禁止する。但し、やむを得ない事情により取得する場合は保護者の同意書を添えて願出、校長の許可を得ること。
- 2, 高校3年2月の家庭学習日以降、進路の決定した生徒については、免許証の取得について許可していく。但し、卒業するにあたり、問題のない生徒に限る。

無断免許証取得が発覚した場合は特別指導を行います。

第19条 交通事故等について

交通事故及び交通違反のあった場合は直ちに学校に届け出ること。

第4章 政治への参加

満18歳になると、選挙権を有することになる。主権者として積極的に政治に参加し、社会を形成していくという自覚と責任をもって行動しよう。

第20条

- 1, 選挙運動を行う場合は、18歳の誕生日の前日以降でなければならない。
- 2, 学校の構内(敷地内)での選挙運動や政治的活動は禁止する。
- 3, 放課後や休日等に学校の構外(敷地外)で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解のもと、生徒自らが判断して参加する。なお、その選挙運動や政治的活動が違法、暴力的又はそのおそれが高い場合は参加しない。
- 4, 構外(敷地外)の選挙運動や政治的活動に参加する場合の学校への届出は必要としない。
- 5, その他、公職選挙法違反に該当することは禁止する。

平成21年3月1日発行
静岡県立御殿場南高等学校
令和6年4月1日改訂